

ケアマネジメント点検支援におけるQ&A（H27年10月）

Q1 介護支援専門員として、「指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護事業等以外のサービスを提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関する指針」（以下「宿泊デイ指針」という。）に基づき、どのようなケアプランを作成したらよいか？

A1 介護保険法におけるケアマネジメントの位置づけは、以下の①～③とされている。

① 自立支援の視点

「保険給付の内容及び水準は、被保険者が要介護状態となった場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮しなければならない」（法2条-4）

② 自己選択の視点

「被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、被保険者の選択に基づき、適切な保険医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者又は施設から、総合的且つ効率的に提供されるよう配慮して行わなければならない」（法2条-3）

③ 悪化防止、状態の軽減をめざす視点

「保険給付は、要介護状態又は要支援状態の軽減又は悪化の防止に資するように行われるとともに、医療との連携に十分配慮して行わなければならない」（法第2条-2）

また、介護支援専門員とは「要介護者又は要支援者（以下「要介護者等」という。）からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況等に応じ適切な居宅サービス（略）を利用できるよう市町村、居宅サービス事業を行う者（略）等との連絡調整等を行う者であって、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有するもの」（法7条-5）とされている。

介護支援専門員は、日常的なケアプラン作成、サービス担当者会議、モニタリング、ケアプランの変更等を通じて、利用者が自立した日常生活を実現するために安全で安心できるサービスを受給できているかチェックを行い、起こりうる健康被害や事故を予防し、権利侵害を判断して防止することが重要である。

Q2 緊急時又は短期的な利用に限定することとされているが、やむを得ず長期利用となる場合はどのようにしたらよいか。

A2 介護支援専門員はそのような事態が発生した原因・背景について十分洞察し、真にやむを得ないか否かを検討する必要がある。必要に応じて地域包括支援センター、保険者などの関係機関と十分に連携し、地域全体で支えていくことが大切である。

また、やむを得ず長期利用となる場合は、次の生活の場（自宅、施設、病院等）を速やかに検討するとともに、宿泊デイを利用している間の利用者の状況を把握しておくこと。